

# 「地球規模環境問題」に対するJBICの取組み

国際協力銀行環境審査室長 畑中邦夫

国際協力銀行は、その設立法において国際経済社会の発展に資することを目的とする旨謳っているように、国際協調による取組みを重視しており、環境保全・改善事業においても地球環境問題に前向きに取り組むこととしている。日本政府は1997年9月に、開発途上国の環境問題に対する取組みへの支援を強化すべく、温暖化対策に代表される地球環境問題対策案件(例:植林、省エネルギー、代替エネルギー等)等を対象として、低所得国に対しては金利が0.75%、償還期間が40年(うち据置期間10年)という譲渡的条件を有する特別環境案件金利を設定した。この最優遇金利が適用されることとなった海外経済協力業務における地球温暖化対策案件の実績は、気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)が開催された1997年12月から2001年3月までの間に49件、約6,400億円にのぼった(政府交換公文ベース)。具体的案件例としては、環境負荷の高い老朽化した発電設備を更新し、二酸化炭素排出量を削減する「ポートディクソン火力発電所リハビリ事業」(マレーシア)、バンコクに地下鉄を建設し、道路網への交通集中による交通渋滞を解消することで、温室効果ガスの排出を抑制する「バンコク地下鉄建設事業」(タイ)等がある。

平成14年3月29日に公表された本行の業務運営の方向性及び目標を定めた「業務運営評価制度」においても、分野別業務戦略の一つとして「開発途上国の地球規模問題への対応支援」が挙げられている。特に、開発途上国における二酸化炭素及び硫黄酸化物・窒素酸化物の排出量の増加は、開発途上国のみならず、地球温暖化、酸性雨といった現象を通じ国際的にも重大な影響をもたらすものであり、これらの排出を抑制することが必要であると考えられることから、地球環境保全に貢献する案件に対して積極的な支援を行っていく方針である。

こうした問題に対応するため、上記分野別業務戦略では、以下の4つを具体的な課題として挙げている。

1. 開発途上国政府による地球温暖化対策と我が国の酸性雨問題を軽減する対策への支援の拡充

(例:二酸化炭素排出量削減・吸収に繋がる案件支援、クリーンテクノロジーの普及を伴う案件支援等)

2. 日本企業を通じた地球温暖化対策への支援の拡充(例:二酸化炭素排出抑制に関する日本企業の有する技術移転及び排出権獲得に資する事業への支援等)
3. 地球温暖化と酸性雨対策以外の地球規模問題への対応の強化
4. 地球規模問題に関する技術・知見を有する我が国内外の研究機関・国際機関・企業・NGO等の関係機関との知的連携の強化

また、海外経済協力業務に関して2002年4月1日に公表された新「海外経済協力業務実施方針」においても、7つの重点分野の中に「地球規模問題への対応」が挙げられ、本行の方針を明確にしている。

上記の課題にも含まれているが、現在、人類が抱えているさまざまな環境問題の中で、非常に大きな影響を及ぼす恐れがあり、国際的に関心を呼んでいる問題が地球温暖化である。1997年12月に京都で開催されたCOP3において、いわゆる「京都議定書」が採択され、先進国においては対策が準備されつつあるが、世界の排出量の約4割を占める開発途上国では開発に伴い、急速に排出量が増加している。国際協力銀行は上述の通り、こうした問題に対して、発電効率の向上及びマストランジット支援による排出量の低減、森林保全・造成による温暖化ガスの固定等の支援を行ってきた。こうした既存スキームでの支援を今後も継続していくと共に、COP7及びCDM理事会での議論を通じ「京都議定書」におけるJI/CDMの仕組みが固まりつつある現状を踏まえ、従来の支援に加え、本行が出資している世銀炭素基金等からノウハウの蓄積等を活用しながら、JI/CDM等の仕組みに対応した新たな支援策について検討を行っているところである。こうした活動を通して、本行は、今後とも地球規模問題への対策についての取組み強化を図っていく所存である。(はたなか くにお)